

鈴鹿市公告第38号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更したため、同条第8項の規定により公告する。

なお、関係書類は次のとおり公開する。

令和8年5月18日

鈴鹿市長 末松 則子

1 地域計画の公開場所

鈴鹿市産業振興部農林水産課

2 公開に当たっての留意事項

対象地域の利害関係者（農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向がある者、協議の場に参加した者等）に対してのみ公開するものとする。